破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８９号
函館市宝来町10番８号
債務者　古川　静江
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地２　雇用促進住宅２棟305号
債務者　真田　義春
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
沖縄県那覇市字松川277番地　アパート松川277―208
債務者　来間美登子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１３８号
北海道江別市大麻高町２番地の12
債務者　中谷　智昭
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４１号
札幌市豊平区中の島１条９丁目９番４号
債務者　熊谷　忠伺
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０４号
札幌市白石区南郷通９丁目北５番１―103号
債務者　澁谷麻佑子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３９号
札幌市東区北35条東15丁目２番26号　栄藤マンション１号
債務者　近藤　知子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５００号
北海道恵庭市相生町68番地２　ベルトピア恵庭203号
債務者　赤島眞知子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２０号
札幌市西区八軒３条西２丁目３番25号　ハイツ庄司201号
債務者　藤原眞季子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
群馬県高崎市金古町1242―１　グリーンリッチ103号、住民票上の住所群馬県利根郡みなかみ町羽場2166番地
債務者　富澤　広子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５６号
群馬県高崎市緑町２丁目16番地３　ロマーヌ高崎緑町第１―505号
債務者　長澤　修二
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４４７号
大阪市淀川区塚本４丁目６番24号　ミツナガマンション402号
債務者　藤田　昌克
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７６号
大阪市西区本田２丁目７番６―503号
債務者　下垣内　功
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５２号
大阪市北区西天満４丁目12番６―905号
債務者　加藤ナリ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６９号
大阪府枚方市東牧野町１番28―201号
債務者　石田　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３１号
大阪市西成区千本中１丁目６番17号　ダイキョーホームマンション201号、前住所大阪市西成区潮路２丁目９番15号
債務者　井上　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１２号
大阪府豊中市西緑丘２丁目６番18―805号
債務者　淺野　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部